

① 利用対象者

大阪市内に居住する利用日時時点で生後6か月から満3歳未満のこども

※認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているこどもを除く。

※保護者の就労状況は問いません。

② 利用期間

令和6年9月1日～令和7年3月31日

③ 利用可能日時

月～金曜日 9:00～15:30 こども1人あたり月10時間まで利用可能

※園行事・予約状況により希望日時での利用が難しい場合がありますので、ご了承ください。

④ 利用料

こども1人1時間あたり300円

※給食費（希望者のみ）は、1回300円、おやつ代は、1回100円

- ・利用者の都合により利用当日を含めキャンセルした場合の利用料はかかりません。
- ・当日キャンセル分の時間数は利用したとみなされます。

⑤ 利用定員

0歳児（6か月～）3名 1歳児 11名 2歳児 3名

児童の発達上配慮が必要だと思われる場合は、必ず事前にご相談ください。

⑥ 利用申込み・申込期間・利用期間・予約方法

- ・事前に園にて説明を受け面接後、所定の申込書を提出してください。
- ・申込書には保険証が必要です。
- ・申込書は、記入日から年度内まで有効です。
- ・申込期間は、令和6年8月1日（木）～8月9日（金）です。
- ・利用期間は、令和6年9月1日～令和7年3月31日です。

※居住区と異なる区の施設も利用可能です。但し、区役所や市役所では受付していません。

- ・必ず前日までにご予約ください。
- ・アレルギーの有無や離乳食の進捗は、安全確認のため予約時に都度お知らせください。

⑦ 登園・降園時

- ・児童の体調、降園予定時間、緊急連絡先を必ずお知らせください。
- ・活動記録、または口頭にて児童の様子をお伝えします。

⑧ 注意事項

- ・15時30分までの利用となりますので以後の延長はできません。
- ・3か月以上の利用を原則とします。
- ・利用申請は1施設のみ（複数施設への申請は不可）とします。
- ・応募が多ければ抽選になります。
- ・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合、利用ができない場合があります。
- ・送り迎えは、保護者の方が責任を持っておこなってください。
- ・同一月に複数施設を利用することはできません。
- ・利用途中に大阪市外に転出された場合は利用終了となります。

ご利用に際して

《持参する物》

全員 お着替え1式 ※遊びで汚れることもあります。下着も含めてご用意ください。

0歳 使い慣れた哺乳瓶（ミルクは園で用意しています。）紙オムツ

1～2歳 お手拭きタオル（フックに掛けられるようにヒモを付けてください。）

利用時間に応じて、午睡用の布団（タオルケット、バスタオル等）

※すべての持ち物には、必ず名前の記入をお願いします。

《ご利用当日》

健康状態の確認、利用料のお支払い

- ・受け入れ時に健康状態を確認し、発熱（37.5℃以上）など体調不良の場合は受け入れをお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- ・当日分の利用料は、お迎え時に現金にて清算をお願いします。

《ご利用後》

- ・こども誰でも通園制度は、2024年からの2年間は試行的事業となります。この間は利用内容が途中で変更になる場合もあるので、ご了承ください。また、運用改善のためにアンケートを実施する場合がありますので、可能な限りご協力をお願いします。

《その他》 ※ こどもさんが慣れるまで数回程度は、保護者の方と一緒に保育させていただきます。

(1)キャンセルについて

- ・キャンセルは前日の15時までに電話にてご連絡ください。
当日の連絡や欠席は予約時間を消化したものとなります。振り替えの対象になりませんので、ご注意ください。
- ・前日15時までの連絡は、翌日以降に空きがある場合は振り替えが可能です。翌月以降への振り替えはできません。
- ・当日ご連絡がなく登園されていない場合、安全確認の為、当園から確認の連絡をいたしますので、ご了承ください。
- ・連絡がないキャンセルが続く場合は、利用の中止をお願いする場合があります。

(2)給食・おやつ提供、アレルギー対応について

- ・申し込み時および利用時に敵意意向を確認の上、希望者のみ提供させていただきます。
- ・利用時間帯によっては提供できない場合があります。
- ・アレルギー対応に際して、医師の指示書をお願いします。

(3)送迎について

- ・お迎えが遅れる際は、電話にてご連絡ください。

(4)緊急時の対応について

- ・急な傷病時や災害発生時には緊急連絡先にお電話しますので、常に連絡がつく体制をお願いします。
- ・お子さんの安全には最大限配慮しておりますが、園は民間の傷害・賠償保険に加入しています。

(5)利用の終了

- ・保育園等への入園や、他の自治体に引っ越しをされる場合は、要件を失いますので利用終了届の提出をお願いします。
- ・利用の必要なくなった場合、他の施設のこども誰でも通園制度を利用する場合も利用終了届の提出をお願いします。
- ・満3歳になると自動的に利用できなくなります。